

第2回子どもの未来応援条例（仮称）制定検討委員会意見に対する事務局見解

1 庁内意識調査の結果について		3 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について 1～4まで		3 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について 5について①		3 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について 5について②	
各委員からの意見	事務局としての回答	各委員からの意見	事務局としての回答	各委員からの意見	事務局としての回答	各委員からの意見	事務局としての回答
丁寧な分析がされていると思いました。	ご意見ありがとうございます。	○ P2: 1 検討に至る経緯 国や県の動向として、以下の件に触れる必要はないか検討ください。 国：第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定～5年間）第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 目標（6）：家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 県：県家庭教育推進委員会の設置	教育の観点から子どもにとって重要な動きではありますが、本資料の検討に至る経緯には、「子どもを取り巻く社会問題」という広い視点で、国の動向等を現在の内容で記載したいと考えています。	表記について P 7最後の行 「以下の様な」⇒「以下のよ うな」 こちらの方が読みやすいと思 います。	ご指摘のとおり修正し ます。	②就学後 ア いじめ いじめ防止対策法 → いじ め防止対策推進法（平成25年6 月28日）では、いじめを～ 名称訂正と「～と定義してい ますが」に係る「いじめを」 を挿入した方が良いと思われ ます。	「いじめ防止対策推進 法（平成25年法律第71 号）では、いじめを ～」に修正します。
教育委員会事務局の回答率 47.5%という数字が気になり ました。関心は高いはずなの で、その原因が知りたいとこ ろです。	教育委員会の回答率が 低い理由については、 不明です。			①—イ 地域力が戻れば、 ボーダーのお子さんは地域力 で療育できる部分があり、発 達支援などの切り離しに繋が らないケースも出てきて、イン クルージョンに繋がるので はと思う。	障害の有る子どもと障 害のない子どもが活動 を共にすることは、全 ての子どもが社会性や 豊かな人間性を育成す るうえで意義があると 考えており、社会的包 摂の視点を持って、条 例内容を検討してまい ります。	できれば「いじめの防止等 のための基本的な方針（平成 29年3月16日）」から以下の改 訂事項を挿入していただける とありがたいのですが・・・ 「また、「物理的な影響」と は、身体的な影響のほか、金 品をたかられたり、隠されたり、 嫌なことを無理矢理させ られたりすることなどを意味 する。けんかやふざけ合いで あっても、見えない所で被害 が発生している場合もあるた め、背景にある事情の調査を 行い、児童生徒の感じる被害 性に着目し、いじめに該当す るか否かを判断するものとする」 ちょっと長いので難しいかと は思いますが、「いじめ問 題」に関しては、学校関係者 も注視する箇所かと思いま したので。 以上、宜しくお 願いします。	ご指摘の文章を「物理 的な影響」に対する説 明として追加します。
問10—①—2 子育て支援 が親の育児負担軽減の視点で 取り組まれることによって起 こる弊害を表していると思 う。今回の条例は子ども側に 立ったものになるようにしな ければと思う。P 131	今回の条例は、大人が 「子どもにとっての最 善の利益」を考慮する ことができるよう、条例 内容を検討してまいり ます。	○ P3 3 全国的な傾向 （1）家庭をめぐる現状と課 題 ヤングケアラー（※1）の出典 は明記した方が良いかと思 われます。因みに、厚生労働省 のHPには以下のように示され ています。 法令上の定義はありません が、一般に、本来大人が担う と想定されている家事や家族 の世話などを日常的に行っ ている子どもとされています。	内閣府「令和3年度子 供・若者白書」による 説明文を記載していま しましたが、ご指摘の厚生 労働省の記載に修正し ます。	② 鹿児島は比較的 に自然に恵まれており、自然体験 できる可能性は大いにあると思 う。危険から守る視点で排除 （禁止）していくのではなく、 安全に体験できる仕組み 作りが必要である。	子どもが思い切り遊ぶ ことができる場所や、 体験を積むことができ る場所、自由に過 ぎることができる場所な ど、子どもの居場所づ くりについても、検討 してまいります。		
問10—⑨—1 ソーシャル インクルージョンを実現する ために大切な意見だと思 う。どこかに繋ぐことが支援、 繋がらないといけないと考 えてしまう弊害だと思 う。この意識は学校現場 だけではなく、母子保健 機能の関係者にも有る ように感じる。同じ場 で過ごすことが始めの 前提で、支援を考 えたい。P135	障害のある子どもと障 害のない子どもが活動 を共にすることは、全 ての子どもが社会性や 豊かな人間性を育成す るうえで意義があると 考えており、条例内容 を検討してまいり ます。			②—オ 特別支援学級 の児童数が増えているのは インクルーシブ教育とかけ 離れていると思う。未就 学児（保育園、幼稚園） も含め、学校の学級定員 数の見直し等すれば、 通常の学級で学べる子 どももいるのではない かと思う。定員減か、 複数職員の配置が 出来る仕組みが必要。	障害のある子どもと障 害のない子どもが可能 な限り共に教育を受け られるインクルーシブ 教育システムの構築に 向けて、庁内の関係部 署と情報共有を図り、 いただいたご意見も 参考にしてまいります。		
問12—⑥ 「専門職員の 養成も必要である」行政 の制度上異動が有ること は理解できるが、各部 署に専門職員の配置を すれば質の確保にも繋 がると思う。	庁内の関係部署と情報 共有を図り、いただ いたご意見も参考にし てまいります。						